

10. 金融・保険・証券分野

金融・保険・証券(1)	銀行子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁【新規】
規制の現状	銀行等の子会社等が営む信用保証業務として、「事業者に対する事業の用に供する資金」が認められていない。
要望内容	銀行等の子会社等が営むことのできる業務として、「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」について、グループ内の銀行業の事業性ローンに係る保証業務も含めて認めるべきである。
要望理由	<p>現在、金融機関は個人事業者や中小事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に取り組んでいる。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小事業者等の資金調達の円滑化につながる。</p> <p>「グループ内の銀行業の事業性ローンに係る保証業務」については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点を踏まえ、(禁止を含め)別途の取り扱いとすることについて検討する」とされているが、銀行等がグループ内の保証会社等に対し、与信判断の一部を委ねることは、銀行経営の健全性を確保しつつ、個人事業者や中小企業の資金調達の円滑化につながる。また、銀行のグループ会社が信用保証を行う場合であっても、信用保証の対象となる個々の貸付金が小口の場合には、銀行グループ全体として抱える信用リスクは一定程度に限定される。</p>
根拠法令等	金融監督庁大蔵省告示第9号 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(3)①
制度の所管官庁及び担当課	金融庁監督局総務課

金融・保険・証券(2)	コミットメント契約適用対象先の拡大
規制の現状	<p>資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等にはコミットメントライン契約による融資が認められていない。</p>
要望内容	<p>コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等とその範囲に含めるべきである。</p>
要望理由	<p>コミットメントライン契約は、企業等の資金繰り安定化の観点から、極めて有効であるが、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対応できていない。また、地方公共団体や独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位の濫用が発生するとは考えられず、コミットメントライン契約を適用することにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求められる。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下)に加え、①地方公共団体、②独立行政法人、③学校法人、④国立大学法人、⑤医療法人、⑥共済組合、⑦消費生活協同組合、⑧市街地再開発組合、⑨特別目的会社にも拡大することが可能かどうか検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。</p>
根拠法令等	特定融資枠契約に関する法律第2条
制度の所管官庁及び担当課	法務省 金融庁

金融・保険・証券(3)	貸金業者からの債権譲受けに伴う書面交付義務の緩和【新規】
規制の現状	<p>銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業規制法」)第24条により、貸金業規制法に基づく規制が適用される旨の通知が義務づけられるとともに、貸金業規制法に基づく債務者、保証者への書面交付義務を負っている。</p>
要望内容	<p>貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、①銀行等が貸金業者から貸付債権を譲受けた場合、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除外すべきである。</p>
要望理由	<p>銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施しており、契約内容等に関する顧客への説明を行い、金融庁による検査、監督を受けている。これに加えて、貸金業規制法に基づく書面交付義務を課す必要はないと考えられ、実務的な負担も重い。</p> <p>また、債務者や保証人からみて、債権者は同じ銀行であるにもかかわらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いに差異があることは説明がつかない。</p> <p>業態を超える企業再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースは拡大すると見込まれることから、本規定の見直しをすべきである。</p> <p>また、貸出債権流動化市場を活性化させるには、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合には、通知を不要とすることによって、事務負担の軽減を図るべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受けに伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う」とされており、本要望を踏まえ、早急に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。</p>
根拠法令等	貸金業規制法第17条、同第18条、同第24条
制度の所管官庁及び担当課	法務省大臣官房司法法制部審査監督課

金融・保険・証券(4)	ファクタリング業務に係る規制緩和
規制の現状	<p>「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に定める「特定金銭債権」の範囲は、金融機関等が保有する貸付債券等が限定列举されており、ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。</p>
要望内容	<p>サービサー法第2条に定める「特定金銭債権」の第15号関係(ファクタリング債券関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を追加すべきである。</p>
要望理由	<p>ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の1つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。</p> <p>ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるようになれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の債権回収業務の効率化(アウトソーシング)が一層促進される。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える」ことにつき、2006年度中に検討するとされており、早急に結論を得て、措置することが求められる。</p>
根拠法令等	債権管理回収業に関する特別措置法第2条
制度の所管官庁及び担当課	法務省

金融・保険・証券(5)	銀行持株会社の子会社における業務範囲の緩和【新規】
規制の現状	銀行持株会社の業務範囲は、銀行法第52条の23において規定されており、現行規定では、「動産レンタル事業」は認められていない。
要望内容	銀行持株会社の子会社が「動産レンタル事業」を営むことを可能とすべきである。
要望理由	金融事業における業態間の垣根が低くなる中で、顧客からみた資産の所有方法、活用方法に関するニーズは多様化している。銀行持株会社の子会社において、「動産レンタル事業」を業務範囲に加えることで、資産活用方法における多様な要望に一元的に応えることのできる総合的な金融サービスを提供し、顧客の利便性向上を図ることが可能となる。
根拠法令等	銀行法第52条の23
制度の所管官庁及び担当課	金融庁監督局銀行第一課

金融・保険・証券(6)	信託契約代理店制度における復代理の容認【新規】
規制の現状	<p>現行の「信託契約代理店」制度において、「復代理」は認められていない。</p>
要望内容	<p>所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすべきである。</p> <p>少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられ、早急に手当てすべきである。</p>
要望理由	<p>例えば、①信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、②証券会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者を復代理店として選任することについて、喫緊かつ強いニーズが存在する。</p> <p>銀行法においても、銀行代理業の再委託が認められた所である。</p> <p>2003年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。</p> <p>本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、さらなる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れに沿うものである。</p>
根拠法令等	<p>信託業法第2条第8項 信託業法第5章</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

金融・保険・証券(7)	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務の解禁
規制の現状	<p>信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務（以下「併営業務」という。）の代理業務を行うことができない。</p>
要望内容	<p>信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が併営業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る。）の代理業務を解禁すべきである。特に、実務上強いニーズがある証券代行業務、相続関連業務について早急に検討を行い、措置を講じるべきである。</p>
要望理由	<p>信託専門関連業務子会社が営む当該業務の代理業務を、信託兼営金融機関等が取り扱い、窓口業務を担うことについて、強いニーズが存在する。これが可能となれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が拡がり、顧客利便の向上が期待できる。</p> <p>これらは、本来、信託兼営金融機関が営むことのできる業務であり、銀行法の「他業」にあたらないと考える。</p>
根拠法令等	銀行法施行規則第13条第2号
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(8)	特定贈与信託の信託財産の運用対象としての個人向け国債の購入の容認【新規】
規制の現状	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。
要望内容	「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という。)の信託財産として購入することを可能とすべきである。
要望理由	<p>特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。</p> <p>本制度が「信託」を利用している趣旨は、特別障害者に対する定期的な生活費の支払について信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。</p> <p>したがって、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異は無く、さらには多様な主体による国債の保有促進という「個人向け国債」の発行趣旨にも沿うものである。</p>
根拠法令等	個人向け国債の発行等に関する省令第2条
制度の所管官庁及び担当課	財務省

金融・保険・証券(9)	地方公共団体の保有する財産の流動化、証券化を目的とした信託設定の容認【新規】
規制の現状	<p>地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。</p> <p>普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合以外は認められておらず、さらに公用又は公共の用に供するために必要が生じたときは、信託期間中であっても信託契約を解除することができる」とされている。</p> <p>一方、国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引き続き国が使用する方式が認められると解されている。</p>
要望内容	<p>地方公共団体が保有する財産全般について、流動化・証券化を目的とする信託設定を可能とすべきである。少なくとも国と同様に、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引続き地方公共団体が使用する方式を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>地方公共団体の保有する財産について、信託設定による流動化が実現すれば、地方公共団体の資金調達手段の多様化、早期財政健全化に資する。金銭債権については、既に信託による流動化と同様の経済効果が期待されるローン・パーティシペーション方式での流動化事例が既に存在している。</p> <p>政府は、地方公共団体が所有する有価証券の信託を可能とすべく、地方自治法の改正法案を第164回通常国会に提出している所であるが、保有財産全般について、流動化、証券化目的での信託を可能とすべきである。</p>
根拠法令等	地方自治法第237条、同第238条の4及び第238条の5
制度の所管官庁及び担当課	総務省

金融・保険・証券(10)	特定目的会社の業務開始の届出に係わる添付書類の簡素化【新規】
規制の現状	<p>特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となっており、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。</p>
要望内容	<p>資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得や特定目的借入を行う場合、業務開始届出において省略可能な添付書類に、不動産売買契約書を追加すべきである。</p>
要望理由	<p>資産流動化に関する法律第7条には、資産対応証券(優先出資、特定社債、特定約束手形)発行に先立って特定資産の取得及び借入を行う場合は、業務開始届出において添付書類の一部を省略できるとされている。これは、投資家を募る前であれば、届出義務規定を簡素化しても、投資家保護上問題がないとの趣旨で設けられたものである。しかしながら、現状、業務開始届出の添付書類のうち省略できるのは、特定資産管理処分に係る信託契約書及び委託契約書のみにとどまっており、依然として不動産売買契約書の添付が義務づけられている。そのため、不動産の売買契約成立前に特定目的借入を行うことは不可能であり、特定目的会社が国や地方公共団体の保有土地売却入札に参加する上での大きな障害となっている。</p> <p>業務開始届出において、不動産売買契約書の添付が不要となれば、特定目的借入によって入札保証金を調達して応札し、売買契約締結後に業務開始届出を行い、優先出資払込を行うことによって残金を支払い、当該不動産の引渡しを受けることが可能となる。</p>
根拠法令等	<p>資産の流動化に関する法律第7条第1項 資産の流動化に関する法律施行規則第7号第1項、同第20条第3項</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局市場課

金融・保険・証券(11)	特定資産の譲受けに伴う告知義務の緩和【新規】
規制の現状	<p>特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けなくてはならないとされている。</p>
要望内容	<p>有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私募(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけないこととすべきである。</p>
要望理由	<p>有価証券の発行対象が適格機関投資家のみ、あるいは私募の場合には、本来、有価証券届出書および通知書は作成されないため、当該告知義務も不要であるはずである。</p> <p>本来必要ではない告知義務を定めた条項があると、譲渡人が違和感を持つ場合があり、円滑な不動産取引を阻害している。とりわけ、国や地方公共団体の保有土地売却に係る入札実務においては、不動産売買契約書が定型化されており、当該告知義務を契約書に盛り込むことは不可能であり、特定目的会社が入札に参加できなくなっている。</p>
根拠法令等	資産の流動化に関する法律第199条
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局市場課

金融・保険・証券(12)	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除
規制の現状	<p>国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。</p> <p>近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。</p> <p>しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。</p>
要望内容	<p>各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(①譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、②事前承認手続を大幅に簡素化する、③債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱うべきである。</p>
要望理由	<p>資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。</p>
根拠法令等	
制度の所管官庁及び担当課	全省庁、地方公共団体

金融・保険・証券(13)	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁
規制の現状	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p>
要望内容	<p>保険会社の付随業務として、信託会社又は信託兼営金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることになれば、顧客の利便性向上、エクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤の拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進できる。</p> <p>また、既に銀行等においては信託業務の代理が可能となっており、保険会社のみ信託契約代理業務を認めないことは公平性に欠ける。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社の付随業務として『信託業務の代理又は事務代行』を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討し結論を得る」とされており、早期に実現することが求められる。</p>
根拠法令等	<p>保険業法第98条第1項第1号 保険業法施行規則第51条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

金融・保険・証券(14)	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘
規制の現状	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、勧誘を行うことはできない。</p>
要望内容	<p>保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えるようになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャンパシ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点から、その勧誘を行うこととなっても、新たな問題が生じるとは考えにくい。</p> <p>信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされる中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡の観点からも妥当であると考えられる。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う」とされており、早期に実現を図るべきである。</p>
根拠法令等	<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 保険業法施行規則第51条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>金融庁総務企画局企画課、市場課</p>

金融・保険・証券(15)	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁
規制の現状	<p>保険会社の子会社で行うことのできる業務あるいは保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務は含まれていない。</p>
要望内容	<p>保険会社の子会社の業務および保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業務を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>年金基金等を中心とする投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待も高まっている。</p> <p>保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであるが、予定利率をカバーするための収益性を追求する必要があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を勘案の上、投資判断を行っている。その判断において求められる不動産価値の分析能力は、まさしく不動産投資顧問業登録規程に定められる「投資判断」に必要な能力であると考えられる。</p> <p>また、生命保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期安定性が原則であるが、ポートフォリオ全体の質の向上を目的に適宜、個々の保有不動産について、投資対象としての採算性・適格性を十分に勘案した上で入替えを行っているため、キャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも十分有している。</p> <p>最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく不動産投資を行っており、このような判断は、まさに不動産投資顧問業務の根幹を成すものと言える。従って、保険会社の親近性においても問題はない。</p> <p>また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資はいずれも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとその活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務との親近性は同等と考えられる。</p> <p>さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不動産運用業務を行うという点において親近性を有している。</p>
根拠法令等	<p>保険業法施行規則第56条の2、第210条の7 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1(2)⑥</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

金融・保険・証券(16)	<p style="text-align: center;">保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の 保有比率10%超投資対象企業の範囲等拡大</p>
規制の現状	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことは、保険業法施行規則により、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定される企業等に限定されており、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。また、10%を超えて投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合、追加投資を行うことができない。</p>
要望内容	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を、例えば設立間もない企業とするなど、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%を超えて投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能にすべきである。</p>
要望理由	<p>昨今、大企業からのスピンオフや大学発など多種多様な企業が設立されている。これらの企業は技術、ビジネスモデルの面で競争力を有しているにもかかわらず、資金や人材等が不足している場合が多い。</p> <p>現在、特定子会社が10%を超えて投資できる企業については、保険業法施行規則により一定の条件を満たすベンチャー企業に限定されているが、10年間の保有期間制限を維持しつつ、ベンチャー企業の範囲を拡大し、ベンチャー企業の資金調達を容易にすべきである。また、投資時点では10%を超えた投資が認められていた企業について、成長によって事業規模等が拡大した場合でも、追加投資が可能となれば、当該企業からの支援継続等の要請に応えることによって、経営基盤をより強固なものとするのが可能となる。</p> <p>一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を把握することは、当該特定子会社のリスク管理にもつながると期待される。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)には、「保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できるベンチャー企業の範囲を拡大することについて、検討を行う」とされており、早期に所要の措置を講じることが求められる。</p>
根拠法令等	<p>保険業法施行規則第56条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課</p>

金融・保険・証券(17)	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備
規制の現状	<p>根拠法のある共済は、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っているが、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性がとれていない。</p> <p>特に消費生活協同組合法については、保険業法、農業協同組合法及び今国会に提出された中小企業等協同組合法改正案と比較して、健全性規制、募集規制等の契約者保護ルールが不十分であり、さらに具体的なルールは法令ではなく通達によって規定されるなど、透明性に欠いたものとなっている。また、今国会に提出された金融商品取引法上の横断的な利用者保護規制も消費生活協同組合法に基づく共済には適用されないこととなっている。</p>
要望内容	<p>消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を改正し、経営の健全性規制（責任準備金の積立基準、共済経理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等）、情報開示規制、募集規制等については、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備すべきである。また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定すべきである。</p>
要望理由	<p>「保険」も「共済」も、一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはない。対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、上記の消費者保護のための規制は必要不可欠である。</p> <p>現行、通知に規定されている規制は法的実効性に疑問があり、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、行政の透明性にも欠いている。</p> <p>2006年4月施行の改正保険業法により、根拠法のない共済については、特定・不特定を相手方とするかどうかに関わらず、共通の消費者保護ルールが適用されることを踏まえれば、少なくともこれらの制度の整備状況と平仄を合わせ、消費生活協同組合法についても抜本的な見直しを行う必要がある。</p> <p>金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」においても、農業協同組合法、中小企業等協同組合法以外の制度共済について「特に幅広く募集を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置(販売・勧誘ルールの整備など)を講ずることが望ましい」と指摘されている。</p>
根拠法令等	消費生活協同組合法
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省社会援護局地域福祉課等

金融・保険・証券(18)	特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受管
規制の現状	<p>特別勘定における保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 (厚生年金基金の代行返上における物納等の場合に限り、特例措置として、現物資産によることが認められている。)</p>
要望内容	<p>特別勘定において、株、債券等の現物資産による保険料受入れ、移受管を可能とするよう、法令上の措置を講じるべきである。</p>
要望理由	<p>新会計基準の適用に伴い、企業では、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として期待されている。</p> <p>現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば、資産価値を減じることなく移管が可能となる。</p> <p>信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能となった所であり、生命保険会社のみ現物による保険料受入れおよび移受管が認められないと、競争上不均衡である。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。</p>
根拠法令等	<p>保険業法第97条、第118条 保険業法附則第1条の13 厚生年金保険法第130条の2</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課

金融・保険・証券(19)	損害保険会社の子会社対象会社の業務範囲の拡大【新規】
規制の現状	<p>いわゆるロスコントロール・ロスプリベンション業務(保険業法施行規則第56条の2第2項第8号)および健康、福祉又は医療に助言を行う業務(同9号)に関しては、これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計や他の事業者への販売の取次ぎに係る業務が認められていない。</p>
要望内容	<p>いわゆるロスコントロール・ロスプリベンション業務および健康、福祉又は医療に助言を行う業務の一環として、コンサルティングに伴い提供を要する機器等の企画設計、メーカーないし販売業者やリース業者への販売の取次ぎを可能とすべきである。例えば、「これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計、他の事業者への販売の取次ぎに係る業務を含む」といった文言を追加すべきである。</p>
要望理由	<p>いわゆるロスコントロール・ロスプリベンション業務等を実施する場合、その成果物は、一般的には助言や報告レポートであるが、近時、機器等の導入を通じた上記サービスを提供するケースが生じている。</p>
根拠法令等	<p>保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

金融・保険・証券(20)	公共工事の前払金保証事業への損害保険会社の参入【新規】
規制の現状	<p>現状、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」では、銀行を除いて、原則保証者の兼業が禁止されており、損害保険会社を取り扱うことはできない。</p> <p>「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第27条において、「保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払った場合においては、当該請負者が適正に当該公共工事を使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない」とされており、前払保証会社では、資金使途確認の手段として「前払金使途内訳明細書」と「支払先が確認できる書類（下請契約書、注文請書、下請届、施工体系図、施工体制台帳等）」を建設業者から取り付け、内容に問題がないことを確認したうえで、金融機関に対して前払金の払出承認をし、承認を受けた金融機関は下請・資材業者に対して直接前払金の振込みを実施することとされている。</p>
要望内容	<p>①公共工事の前払金保証業務を損害保険会社を取り扱うことを可能とすべきである。</p> <p>②資金使途確認について、これまでの取引実績、会社の規模・実績・経営状態、完工実績、手持ち工事の履行状況等を考慮し、問題ないと判断できる場合には、「前払金使途内訳明細書」や「支払先が確認できる書類」の取り付け等を不要とし、より簡素な方法で代替できるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>損害保険会社は、履行補償保険、履行ボンドの引受けにより、国および地方公共団体が請負者に対して納付を義務づける契約保証金に代替する保証手段を提供している。</p> <p>保険会社が、現行の履行保証保険、履行ボンドのノウハウを活かし、前払金保証事業を取り扱うことにより、公共工事のより円滑な遂行が期待できる。</p>
根拠法令等	<p>公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条、第27条、第28条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令第5条</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

金融・保険・証券(21)	保険会社における取締役等の兼職制限の緩和【新規】
規制の現状	<p>現行保険業法では、保険会社の取締役、執行役及び監査役は、特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社〔当該保険会社を除く〕等）に該当する銀行の取締役、執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねてはならない、とされている。</p>
要望内容	<p>保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グループにおいて、保険会社と銀行双方の取締役等の兼務が可能となるよう上記規定を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グループにおいては、保険会社と銀行の役員兼職を可能とすることが、グループの内部統制の強化及び傘下子会社の経営管理の効率化に資すると考えられる。</p>
根拠法令等	保険業法第8条第1項
制度の所管官庁及び担当課	金融庁監督局保険課

金融・保険・証券(22)	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止
規制の現状	<p>公衆の縦覧に供される投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員および、投資顧問業法施行令第3条に定める使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名および住所の記載が必要とされている。</p> <p>また、投資顧問業者登録簿記載事項に変更があったときは、その届出が必要とされている。</p>
要望内容	<p>投資顧問業者の役員および重要な使用人の「住所」について、公衆縦覧および変更の届出を廃止すべきである。</p>
要望理由	<p>投資顧問業者登録簿を公衆縦覧する趣旨は、当該投資顧問業者の登録の有無、概要等、投資顧問業者の選択にあたり必要な情報を投資者に開示することにある。</p> <p>かかる趣旨を踏まえると、公衆縦覧を義務付ける項目は、投資者保護に必要なものに限定すべきであり、役員および重要な使用人の「住所」を公衆縦覧する意義は乏しい。</p> <p>また、公衆縦覧が廃止されれば、住所変更の届出も当然不要と考える。</p> <p>個人情報保護およびセキュリティの観点からも、早急な検討・手当てが必要である。</p>
根拠法令等	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局市場課

金融・保険・証券(23)	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化【新規】
規制の現状	<p>投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヵ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。</p> <p>営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。</p> <p>投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面でこれを明らかにしなければならないが(投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。</p>
要望内容	<p>内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。これは、信託業が免許制という厳格な手続きの下で営まれている上、引受け等を行う有価証券が多数に上ることから、その実務負担を勘案したものと解される。</p> <p>また、投資顧問業は登録制であり、立入検査の制度もあることから、記載事項を簡素化しても、公益又は投資者保護の趣旨にもとらないものと解される。記載簡素化によりコストが削減されることで、投資家の利益にも資する。</p>
根拠法令等	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条 同施行規則第33条および別紙様式第22号
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(24)	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和
規制の現状	認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、2週間以内に変更の届出を行う必要がある。
要望内容	<p>投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限を1ヵ月とすべきである。仮に当該措置が困難な場合については、少なくとも他の法令(*)の規定と同様「遅滞なく」へと弾力化すべきである。</p> <p>(*)他の法令:投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等</p>
要望理由	<p>投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を越すケースもある。</p> <p>かかる場合には、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届の提出は、実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではない。</p> <p>投資顧問業者登録簿を公衆縦覧する趣旨は、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにある。かかる趣旨を踏まえると、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が真に投資者保護上不可欠なものといえるのかについて再考する必要がある。</p>
根拠法令等	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(25)	有価証券購入代金のクレジットカード決済【新規】
規制の現状	<p>証券取引法では、「金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為」の禁止(第44条)、また、証券仲介業をなすものは、「金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為」の禁止(第66条)が規定されている。</p> <p>証券会社とクレジットカード会社が証券取引法上の「親子法人等」の関係に立つ場合、「親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で契約を締結すること」が禁止(第45条2)されている。</p> <p>当該条項に触れた場合は、証券会社は、業務停止などの行政処分を受けることになる(第56条)。</p>
要望内容	<p>顧客が証券を購入する際の窓口(対面、販売、ネット販売、仲介事業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードの導入を認めるべきである(その際は、「親子法人等」の関係におけるクレジットカード決済についても、同様の扱いとする)。</p>
要望理由	<p>本件に関しては、平成17年のあじさい月間で、「クレジットカード会社による支払いは、カード会社から顧客に対する金銭の貸付と同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号および、第66条の13項第1号ホの規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考える。なお、制度面における検討は平成17年度を目途に行う予定」との回答を得ている。</p> <p>クレジットカード決済は、金銭の貸付(金銭貸借契約)ではなく、顧客に関する債権譲渡又は立替払いを基本とした契約であるため、当該条項に抵触することではなく、証券の販売にクレジットカードを決済手段とすることに問題はない。</p> <p>同様にクレジットカード決済は「信用の供与」には該当しないこと、また、クレジットカード決済を導入した場合、親会社がクレジットカードによる有価証券取引を顧客等に強要することも考えにくいことから、親子法人間でのクレジットカードの導入についても、併せて認めるべきである。</p>
根拠法令等	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号、第32条5項、第45条第2号、第56条第1項第3号
制度の所管官庁及び担当課	金融庁監督局証券課または同庁総務企画局市場課

金融・保険・証券(26)	有価証券届出書および有価証券通知書提出時間の延長あるいは時間外の受付【新規】
規制の現状	有価証券届出書および有価証券通知書、それらに関する訂正書類の提出期限は原則として午後5時とされている。
要望内容	<p>有価証券届出書及び有価証券通知書の受付時間を午後8時頃まで延長すべきである。</p> <p>また、緊急時等、特段の事情がある場合については、訂正書類の時間外受理を可能とすべきである。</p> <p>さらにインターネットによる提出については24時間認めるべきである。</p>
要望理由	<p>提出書類の内容等に誤りがあった場合、訂正書類の受理が翌日以降になり募集活動に支障をきたすことがある。</p> <p>また、募集活動の開始が遅れることにより、当初の申込期間が短縮されることになるため、発行企業だけでなく投資家に対しても不都合が発生する可能性がある。受付時間の延長または訂正等の場合の時間外受付により、当日受理を可能にするべきである。</p>
根拠法令等	電子開示手続等ガイドライン
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(27)	証券取引所への提出物に関する手続き簡素化【新規】
規制の現状	「株式取扱規則」の改訂があるたびに、各証券取引所へ原本を提出することが求められている。
要望内容	TDnetなどによる電子データでの提出を認めるべきである。
要望理由	「株式取扱規則」の原本証明の取得手続き、および郵送の手間を省く事が出来るとともに、郵送中の紛失などの事故も防止することができるようになる。
根拠法令等	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則
制度の所管官庁及び担当課	各証券取引所

金融・保険・証券(28)	社員持株会の強化【新規】
規制の現状	社員持株会の会員資格は、証券業協会規則により、「自社及び子会社従業員」に限定されており、関連会社の社員は加入できない状況になっている。
要望内容	社員持株会の会員資格について、関連会社まで拡大すべきである。
要望理由	「社員持株会」は、①社員の福利厚生施策、②安定株主の維持・拡大、の2つの側面から実施しているが、近年日本企業においては、事業の選択・集中を図るため、事業再編により分社化(関連会社化)するケースが増えており、今後「社員持株会」は大幅に縮小化される見込みである。したがって、上述規則の見直しは不可欠である。
根拠法令等	証券業協会規則
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(29)	振替社債等の供託制度の規定整備【新規】
規制の現状	<p>振替社債等の供託については、担保もしくは保証、または公職選挙法の規定によって供託する場合の規定はあるものの、弁済供託については定めがない。</p>
要望内容	<p>振替社債等について、弁済の場合でも供託が認められるよう、規定を整備すべきである。また、振替株式についての規定を整備すべきである。</p>
要望理由	<p>振替社債等について、その口座名義人等の死亡等により相続が発生した場合、相続人等の事情によっては、振替社債等の払い出し先が確定せず、場合によっては証券会社等に対し相続確定の訴え等が提起されることがある。こうした相続人等の争いに巻き込まれないためには、振替社債等を弁済供託することが一つの方法であるが、社債振替法には供託の規定が整備されていないため、振替社債について供託が認められない。</p>
根拠法令等	社債等の振替に関する法律第129条
制度の所管官庁及び担当課	法務省 金融庁

金融・保険・証券(30)	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和【新規】
規制の現状	<p>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。</p> <p>他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。</p> <p>信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要となる。</p>
要望内容	<p>敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。</p>
要望理由	<p>信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。</p> <p>信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負荷となっているため、発行体および株主に大きな不利益が生じる可能性がある。</p> <p>信託型ライツ・プランは、受託者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を変えることなく、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われない。このような信託は「モノ」の信託に類似しているともいえ、敢えてこのような形態を利用したマネー・ローンダリングの可能性は存在しないと考える。</p>
根拠法令等	<p>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条 外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 法務省